

二級・木造建築士死亡・失そう宣告届について

※静岡県知事登録以外の方は、登録先の都道府県にお問い合わせください。

二級・木造建築士が死亡または失そう宣告を受けた場合、戸籍法による死亡または失そうの届出義務者は、死亡または失そう宣告の日から 30 日以内に届け出てください。

◆必要書類

必要書類	注意事項	チェック
①二級・木造建築士死亡届、もしくは失そう宣告届		☐
②二級・木造建築士免許証（原本）	紛失の場合は①欄外にその旨 記入してください。	☐
③住民票（除票）の写し	発行日から 6 ヶ月以内のもの ※死亡診断書は不可	☐
④申請者の本人確認ができる公的証明書の写し	運転免許証、旅券、健康保険証など ※健康保険証は被保険者記号・番号 及び保険番号にマスキングをして ください	☐

◆郵送先

〒420-0033

静岡県葵区昭和町 9 番 5 号 第 2 大石ビル 7 階
（公社）静岡県建築士会 本会事務局 登録係 宛

TEL 054-254-9381

※上記窓口にて対応することも出来ます。受付時間（平日 9：00～16：00）
お越しの際は、ご一報ください。

二級・木造建築士死亡届

下記の者は、令和 年 月 日死亡致しましたので、
関係書類を添え、建築士法第 8 条の 2 第 1 号に基づき届け出ます。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

記

1 ふりがな 氏 名	
2 生年月日	年 月 日
3 性 別	
4 登録番号	二級・木造 静岡県 第 号
5 登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日

(届出義務者の連絡先電話番号)

※ 電話番号は、日中ご連絡のつく番号を記入してください。

※ 住民票（除票）の写し、死亡の事実が確認できるもの及び、免許証を添付してください。

二級・木造建築士失そう宣告届

下記の者は、令和 年 月 日失そう宣告を受けましたので、
関係書類を添え、建築士法施行細則第 7 条第 4 項に基づき届け出ます。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

記

1 ふりがな 氏 名	
2 生年月日	年 月 日
3 性 別	
4 登録番号	二級・木造 静岡県 第 号
5 登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日

(届出義務者の連絡先電話番号)

※ 電話番号は、日中ご連絡のつく番号を記入してください。

※ 住民票（除票）の写し、失そう宣告の事実が確認できるもの及び、免許証を添付してください。